

「成育基本法とは」

子どもの健全な育成を保障するための社会的施策が立ち遅れている

母子保健医療体制の充実や子育て支援
のための社会環境の整備が必要

未来を担う子どもの健やかな成長
を社会全体で支援することが少子
化対策を一層強化する

「成育基本法」2018年12月8日成立

学童

成人

乳幼児

人の「ライフサイクル」の過程
に生じる様々な健康問題を包括的
に捉えて適切に対応する法律

少子高齢化対策

妊娠期から成人まで支援

母子

科学的知見に基づく子育て・食育

妊娠期の母親の家庭支援から出産後の成長過程
における**切れ目のない医療・教育・福祉の支援**
が保障される社会

予防接種・健診記録のデータベース整備

母子保健行政の縦割りを解消

子どもの死因を検証する体制

子育てを孤立させず、子どもが心身ともに
健やかに育つことが保障される社会

日本の未来を産み、育てる法律です